

文化攝取の態度を示し給うたものと云へやう。

神籬と磐境

高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉。乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之。(日本書紀卷二)

祓除

伊弉諾尊既還乃追悔之曰吾前到於不須也凶目汚穢之處故當滌去吾身之濁穢則往至筑紫日向小戸橋之檉原而被除焉。(日本書紀卷一)

菟道稚郎子の御果斷

二十八年○應神天皇秋九月高麗王遣使朝貢因以上表其表曰高麗王教日本國也。時太子菟道稚郎子讀其表怒之責高麗之使以表狀無禮則破其表。(日本書紀卷十)

第三章

大化改新と東亞

第一節 大陸の情勢と革新の氣運

東亞の情勢

一東亞の情勢 我が國と大陸との交渉が開かれてから、彼我文化の交流は次第に頻繁となつたが、欽明天皇の御代、佛教が傳來した頃を轉機として大陸との關係は一層密接になつた。聖德太子の新政の施行、對隋外交の刷新は、我が國威を海外に宣揚し、毅然たる態度を顯示するに至つたのである。さきに大陸に覇を唱へた漢は、このころ既に滅亡し、ついで三國分裂の時代となつた。やがて晉の起るに及んで、一時支那を統一したが、漢民族の勢威は、既に昔日の面影なく、これに乗じて南下した所謂北狄なる強盛な民族が、河北の地に小國を分立し、五胡十六國の紊亂期を生み、さらに南北の對立を見るなど、幾多の分裂と混亂とを繰り返した。しかるに、崇峻天皇の二年、隋の文帝が陳を滅すや、ここに統一の業成り、煬帝に至つて盛んに外征を行

隋の興起

ひ、その國勢は、四隣諸民族を壓するに至つた。

當時朝鮮半島では、高句麗の勢力が全盛に達し、隋の起るのを見て遼西の地に出兵したから、文帝は、直ちに一撃を加へてその蠢動を封じた。されば自餘の半島諸國は、皆兢兢として隋に貢を納れ、好を通ずるに至つた。さきに南北兩朝の争亂に乗じて起つた突厥は、次第に勢力を得て、東は高句麗に連なり、西はベルシヤと境を接し、はるかに東ローマ帝國と相呼應するが如き情勢を呈するに至つたが、隋が興起するに及んで、その壓迫を蒙り、東西に分裂し、遂に東突厥は、文帝に降つてその保護を求めて來た。ついで煬帝の時代に至つて、長城を修めて突厥を抑へ、しばしば高句麗を征伐し、西方吐谷渾を伐つて西域諸國を來貢させるとともに、南は林邑を征じて扶南、真臘の入貢を促した。かくて隋の勢威は、いよいよ強く、その餘勢は、遠く中央アジアに波及した。

翻つて文化の大勢を見るに、印度に發した佛教及び佛教文化は、東西兩晉南北朝の頃からやうやく全東亞に普及し始めた。所謂南方佛教は、印度か

佛教文化の
東漸

ら印度支那諸國に傳はつて南方にひろがり、北方佛教は、西域諸國を通じて北支に入り、さらに五胡の一なる前秦の王苻堅によつて高句麗に傳へられ、或はまた南朝諸國を経て百濟に入り、さらに日本に傳來した。南北兩朝の政治的統一とともに、佛教及び佛教文化もまた、綜合統一の氣運に向かひ、隋の盛んなる政治的進出に伴なつて近隣諸國に溢流するに至つた。

上述の如く、隋を中心とする漢民族興隆の大勢は、また全アジア民族の勃興運動に連なつてゐた。この頃、印度は、グプタ王朝の下に印度平原の大半がほぼ統一せられて、印度文化の興隆を見、西の方ベルシヤにはササン王朝が榮えて、しきりに東ローマ帝國を脅した。これに對して西歐の地は、ゲルマニヤ民族の大移動、西ローマ帝國の滅亡等の大激變のちを受けて、分裂混亂の様相を呈し、文化的には所謂暗黒の状態に陥つてゐた。

これを要するに、當代アジアの大勢は、西歐の分裂暗黒に對して、統一勃興の氣運に向かひつゝ、あり、特に東亞にあつては、新興の隋が四隣の諸國を制壓して、政治的にも文化的にもこれに君臨しようとする情勢にあつた。

貴族の擡頭

二政治革新の氣運 皇威の發展に伴ひ、我が國力は、いよいよ充實したが、その一面には氏族制度による貴族擅權といふ弊風が生じた。即ち氏族制度は、氏族の職業の世襲を本質とするものであつたから、時代の進むとともに、朝廷の重職が特定の氏族に占められることを防ぐことができなかつた。既に垂仁天皇の御代に國政に參與したものは、阿部氏、和珥氏、中臣氏、物部氏、大伴氏の五大夫であり、成務天皇の御代には武内宿禰を以て大臣とされてゐるが、これらの重職に補任せられる氏族は、古き傳統のままに次第に固定するに至つた。大臣の任に與る氏族は、いづれも武内宿禰の子孫である平群氏、巨勢氏、蘇我氏であり、大連は、大伴、物部の兩氏に限られることになつた。かくて多數の臣連の中にあつて、その地位、官職が殆んど固定するとともに、彼等は次第に朝恩に狎れて、その間からやうやく擅恣の振舞が現はれた。

貴族の擅權

大臣、大連の發生は、政治組織の整備を示すものであるが、同時に權力の豪族に集まる端を開いたものである。また朝鮮半島の服屬を基礎とする國運發展の時代に於いて、中央の大官は、私欲に迷ひ、努めて己が勢力の擴張を圖り、或は外地統御の至難なる任務と陥り易き誘惑とに直面して、その進退を誤り、遂には幾多のいまはしき不祥事が起るに至つた。古き傳統を誇る中臣、忌部、大伴、久米、大三輪の諸氏は、欽明天皇の御代の頃には衰頹して昔日の勢威を失ひ、舊氏族中では物部氏のみが大政に參與して、大連の職に就き、尾興、守屋が出づるに及んでその全盛をほこつた。これらの舊勢力に對して、武内宿禰の一族たる蘇我氏は、滿智が三藏を兼ねてより次第に勢力を得、稻目、馬子、蝦夷と相承けて、大臣の職に歴任し、物部氏と拮抗した。たまたま欽明天皇の御代、佛教の傳來を契機として、兩氏の反目抗争はますます熾烈となり、物部氏は遂に蘇我氏に滅された。ここに於いて蘇我氏は、獨り權勢を擅にし、馬子は、いよいよこころ驕り、數々の不臣の行爲を敢へてするに至つたのである。

かくの如き國內情勢は、そのまゝ對外政策と對外發展の諸相に反映した。既に述べた如く、隣邦支那に於いては、隋が全國を統一し、その勢威は四隣を壓し、その觸手を半島諸國にまで伸長した。一方新羅の勢力は、次第に強く

なり、日本府の廢止後、任那は遂に新羅に併合せられた。欽明天皇は、深くこれを御軫念あらせられ、遺詔してその復興を圖らしめ給うたが、新羅は遂に半島を統一するに至つた。これを要するに、我が半島經營は、國內に於ける貴族擅權の弊に影響せられ、外國威の宣揚に缺くところがあつたために失敗するの已むなきに至つたのである。ここに國政の改革、國力の充實が問題となり、その解決は、推古天皇の御代、聖德太子によつて始めてその緒に就いたのである。



聖德太子の
御政治

三聖德太子の攝政 我が國內外の情勢が危機に直面した時、内に政治の刷新を斷行し、外に國威の宣揚を圖り給うたのは、聖德太子である。太子は、用明天皇の皇子にましまし、御叔母推古天皇が崇峻天皇崩御ののちを受け、我が國最初の女帝として即位し給ふや、その攝政として前後三十年に亙り、大政を攝行し給うた。この間に於ける太子の御施政は、最も事宜に適ひ、時弊を除去するとともに、國家の政治に新たな基底と方向とを興へ、世界の形勢に即應しつゝ、外交を刷新して大いに國威を發揚し、且つ國民文化の興隆に

聖德太子
の御深慮

資し給うた。太子の新政により我が國の上下を掩うてゐた暗雲はやうやく拂拭せられ、明るい希望の光が、あまねく津々浦々にも及ぶやうになつた。太子は、まづ佛教の弘通を圖り給ひ、推古天皇二年^{一四}、^{一五}佛教興隆の詔が下された。このことたるや、單に太子の個人的信仰に發したものでなく、實に遠大なる革新的理想に緣由するものであつた。けだし當時に於ける氏族擅權の弊に鑑み、急激なる政治的變革を避け、暫く蘇我氏の勢力を利用して内政の改革に當らせられ、専ら國民思想の啓發、教化の徹底を圖り給うたのである。即ち大陸の文化を採用し、佛教を興隆させることによつて人心を根本的に教化し、將來に實現を期し給へる政治的革新の素地に培はせられたのである。

制度の改
革

かくて太子の新制度は、推古天皇の十一年^{三二}、^{三六}冠位十二階の制定に始まつた。即ち十二階とは、大德・小德・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智であつて、その冠は所定の色の縮よこすを以て縫はしめられた。太子は、これによつて諸臣の儀容を整へ、以て朝儀の莊嚴を期し給ふとともに、氏族制

度に於ける官職世襲に制肘を加へ、その人の才能勳功により、この冠位を賜うて、人材登庸の道を開かせ給うたのである。

法十七條憲

冠位制定の翌年、太子は、十七條憲法を作成せられた。その條章の第一に於いて、和を以て第一とすべきことをさとし給うたが、これは即ち當時に於ける氏族間の抗爭軋轢の弊に鑑み、一身一黨の利害をすて互に相和し、奉公の誠を致すべきことをさとし給うたのである。その第二に、篤く三寶を敬ふべきを教へ給ひ、三寶の興隆により人心の枉れるを直さんと仰せられた。その第三に、詔を承けては必ず謹め、君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす云々と仰せられた。これらの條章に於いて、天皇の大權を示し、君臣の分を明らかにして、強大なる氏族のややもすれば皇室を凌ぎ奉らんとする弊あるを抑制せんとし給ふ太子の御精神を窺ひ奉る。第四條以下に於いては、特に官吏に對し、禮儀公正、勸善懲惡、職分、出退、應信、義絶、忿棄、賔信、賞必罰、百姓收歛、嫉妬背私、向公、人民使役、衆議等について懇切なる訓誡を垂れ給うた。けだし當時に於ける吏道の弊を矯め、國務の振作を圖るとともに、官吏をし

て國民の師表たらしめんと欲し給うたのである。されば後世に於いても、太子の憲法は、臣道の龜鑑と仰がれた。

曆の頒布

曆の頒布と國史の撰修も、太子の革新的な御事業のうちにかぞへ奉ることができる。推古天皇の十年^{一〇二六}、百濟の僧觀勒が來朝して曆本を上る

國史の撰修

や、太子は、學生をして之を學習せしめ、十二年正月始めて全國に曆法を頒ち給うた。國史撰修は、この頃しきりに繁くなつた外國との交渉に由來する國家意識強化の一表現であつて、その趣旨は、我が肇國精神とその展開とを回顧し、顯彰するにあつた。天皇の二十八年、太子は、天皇記、國記、臣連、伴造、國造、百八十部並びに公民等の本記を編纂せられた。不幸にしてこの編述は、蘇我氏誅伏の際に焼失し、今日その内容を明らかにすることはできないが、しかし我が國の國史撰修の最初の試みであり、古事記、日本書紀の先驅をなした點に於いて重大な意義を有する。

佛敎の興隆

かくて内政の改革は、歩一步進められたのであるが、その間を通じて佛敎の興隆、人心の敎化もまた實現せられた。諸臣は、競うて、寺塔の建立につと

め、太子は、四天王寺、法隆寺、中宮寺等の七寺及びその他の寺々を建立し給ひ、又高句麗の僧惠慈ゑいじについて佛教を學び、深くその教理を窮めさせられた。しかも太子は、支那佛教に満足し給はず、自ら法華ほっけ・勝鬘しょうまん・維摩ゐま三經の義疏ぎしよを作り給ひ、或は天皇の仰せによつて、或は諸王、諸臣、公民のために諸經を講じ給うた。ここに太子は、從來我が國に行はれた現世利益の信仰を未來信仰へと導き給ひ、かくて日本佛教は、太子によつて育まれたのである。

佛教の傳來に伴なつて流傳して來た大陸文化の影響によつて、我が國に於ける建築、彫刻、繪畫等各般の藝術は、劃期的の發展をとげた。飛鳥時代の藝術は、大陸文化の攝取を機縁として生まれたものであつたが、これらの大陸文化には、のちに詳説するが如く、中亞、南亞はもとより、遠くギリシヤ文化の影響が含まれて居り、この點より考へて、太子の佛教興隆政策は、海外文化交流の大潮流に棹さしたものと云ひ得る。しかも當代日本の文化は、單なる文化の攝取受容の立場より、さらに進んで海外進出の勢を示した。即ち太子の御著述にかかる三經の義疏の如きは、早くも朝鮮に入り、ついで支那

藝術の發達

半島の政情

に傳へられ、唐僧にしてその私鈔を作るものもあつた。この事實は、我が國に於ける佛教が早くもわが獨自性を有してゐたことを物語つてゐる。四外交の刷新 聖德太子の御事業は、外交の刷新に至つてその高調に達した。外交の刷新は、まづ半島との關係に始まる。當時隋の勃興に伴ひ、半島に於いては、高句麗、百濟、新羅三國間に微妙なる國際關係の變化が生じてゐた。かくて推古天皇の八年に至り、さきに六朝時代の紛亂期に乗じてその境域を遼河左岸の地にのばし、その國勢の全盛を誇つた高句麗は、さらに遼西に進出せんとして忽ち隋の一撃に遭つた。これを見た百濟は、はるかに隋に媚を呈し、これと提携して高句麗を夾撃しようとし、新羅は、隙を窺つて百濟を侵さんとし、半島の形勢は風雲の頓に急なるものがあつた。かかる時、かねて大陸の形勢を觀望せられてゐた聖德太子は、時機を逸せず、使者を隋に遣はして彼の國の動靜を監視せしめると同時に、境部臣さかひべのちからを大將軍として新羅を討たしめ給うた。新羅は、皇軍の武威に怖れて降を乞ひ、六城を返還するに至つた。しかるに、境部臣の歸還を見るや、新羅は再び叛いたか

新羅征討

ら、太子は、御弟來目皇子を擊新羅將軍に任じ、二萬五千の大軍を以て再度膺懲の途に上らしめられたが、不幸にして皇子は病に罹り給ひ、十一年筑紫の陣中に薨ぜられた。かくて新羅征討は、その成果を十分確保することを得なかつたが、これらの遠征によつて、我が國威は再び半島の上に輝くこととなつたのである。

遣隋使の派

太子は、朝鮮半島の經營に當られながら、一方新興の隋に對しては通交親和の策を立て給うた。かくて國內改革の一段落をつげた天皇の十五年を以て、小野妹子を隋に差遣し給うた。革新後の國力に確信を有し給ふ太子は、嚴然たる威容を以て彼に書を送り、「日出處天子致書日沒處天子、無恙云々」と問ひ給うた。煬帝は、これを見て喜ばなかつたが、心中ひそかに恐れる所あり、妹子の歸朝に際し、鴻臚寺掌客裴世清を我が國に來朝せしめ、皇帝問倭皇云々」といふ國書を上つて對等の國交に甘んじた。太子は、盛んなる儀禮を以て隋使を遇し、我が國文物の絢爛豪華なるを示し給うた。十六年裴世清の歸國に際し、再び妹子をしてこれを送らしめ、「東天皇敬白西皇帝云々」

の國書を彼に與へられた。

太子は、自主外交の確立によつて我が國威を彼に示し給ふとともに、また彼の優秀なる文化を吸收し、我が國力の充實に努め給うた。妹子が再度使した時、高向玄理、僧旻、南淵請安等八人の留學生、留學僧を隨從せしめ給うたのもまた、このためにほかならなかつた。恐らく太子は、これらの留學者の歸朝を待つて、さらに一大革新を斷行せんことを期し給うてゐたのであらう。しかるに、彼等の歸朝の期末だ至らぬうちに、太子は、御病にかかり給ひ、推古天皇の三十年、國民痛惜のうちに薨去あらせられた。日本書紀は、この間に於ける國民悲歎の情を叙して餘すところがない。

太子は、三十年に互る長き御執政の前半を主として内治の革新に、後半を外交の刷新と文化の振興とに努め給ひ、内は閥族跋扈の弊風を剪除して肇國精神を顯彰し給ふとともに、長い間の大陸文化攝取の成果を導いて日本文化の發展に努め給ひ、外は大陸よりする政治的壓力を反撥して自主外交を確立し、我が國をしてその嚮ふべき所を誤らしめられなかつた。太子の

薨後五十年にして、大化改新の實現を見たのであるが、その根本の原理と理想とは、太子の昭示し給へる革新精神にほかならなかつた。

遣隋の國書

大業三年、其王多利思北孤、遣使朝貢。使者曰、聞海西菩薩天子、重興佛法、故遣朝拜。兼沙門數十人來學佛法。其國書曰、日出處天子致書日沒處天子、無恙云々。帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞。(隋書卷八十一列傳第四十六東夷倭國)

第二節 大化改新とその進展

改新の氣運

一 改新の氣運 聖德太子の國家革新の御事業は、太子の高邁なる御識見に基づいて行はれたのであつて、舊弊に捉はれた人々は、未だ十分これを翼賛し奉ることができず、不幸太子が御事業半ばにして薨去あらせられるや、その御偉業は、一時中絶するの止むなきに至つた。そして太子御在世の間、恭順の態度をみせてゐた蘇我馬子は、忽ちにして僭恣の所行に出で、その子蝦夷、その孫入鹿に至つて不臣の行はいよいよ極まつた。中にも皇極天皇の

蘇我氏の擅横

二年一三〇入鹿は、聖德太子の御子山背大兄王を故も無く斑鳩寺に襲ひ奉る暴舉を敢へてした。ここに於いて志あるものは、蘇我氏の餘りの暴虐に、蘇我氏を誅滅すべしとの念を抱くに至つたのである。

留學生の歸朝

それとともに、さきに聖德太子が隋に派遣し給うた留學生は、學業成就して續々と歸朝した。中にも高向玄理、南淵請安の如きは、三十三年の長年月に互り彼の地にあつて研鑽したのである。その間、隋は亡んで唐となつたが、唐初の隆々たる國運は、恐らくは我が留學生に深き羨望と刺戟とを與へずにはあなかつたであらう。彼等は、歸朝するや、盛んにその研學の成果と實際の體驗とを傳へ、我が國に於いても早く國政を改革し、國力を充實するの要あることを唱へた。

蘇我氏誅滅

ここに於いて、蘇我氏を誅滅して國政を改革せんとする企てが、~~蘇我~~明天皇の皇子中大兄皇子を中心として起された。皇子は、中臣鎌足の忠誠を認め、て有力な輔佐とせられ、人の嫌疑を慮つて、南淵請安の許に儒書の講義を聽聞に赴き給ふ途上に於いて謀をめぐらされ、蘇我倉山田石川麻呂等を同志に引

入れ、皇極天皇の四年六月、大極殿に於いて遂に入鹿を誅伐し給うたのである。父蝦夷も翌日その家に自盡し、さしも僭恣を極めた蘇我氏も、朝日の前の露と消え失せた。かくて國政の改革は、ここに自由に行はれるやうになつた。さきに聖徳太子が理想を掲げ方向を示されたものの、その實行は完全とは云ひ難かつたが、蘇我氏の滅亡後、革新事業がその形式及び内容をさらに整備して、力強く實施せられるに至つた。即ち大化革新は將來されたのである。

改新の經過

二改新の綱領 蘇我氏滅亡の翌日、皇極天皇は、御讓位あらせられ、皇弟にあたらせられる孝徳天皇即位し給ひ、孝徳天皇は、皇極天皇の皇子中大兄皇子を立てて皇太子となし給うた。その日早くも踏出された新政の第一歩は、ひだりのおほまへつぎみぎのおほまへつぎみぎ左大臣、みぎのおほまへつぎみぎ右大臣、おほまへつぎみぎ内大臣、おほまへつぎみぎ國博士等の任命であつた。即ち阿倍内麻呂、阿倍倉梯麻呂を左大臣に、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣に、中臣鎌足を内臣とし、僧旻・高向玄理を國博士となし、ともに國政に參與せしめた。これらは、いづれも新たに定められた官職であり、劃期的な新政を行はんとする抱負が、こ

新政の綱領

れら新官職の設置に於いてまづうかがはれるのである。次に天皇は、先帝及び皇太子と御共に大槻樹の下に群臣を會し、天神地祇に告げて、天は覆ひ地は載せ、帝道唯一なり」と申され、また、君は二つの政無く、臣は朝に貳くと無し」といふ堅き誓ひを立て給うた。これ實に新政の綱領が君臣の分を正し、國體の大義を明らかにすることを宣言せられ、且つ天皇御親ら衆に先んじて新政を行ひ給ふの御決意を明らかにせられたのである。その大御心は、明治元年三月、明治天皇が天神地祇に誓ひ給うた五箇條の御誓文に比すべきものといへよう。この日、元を建てて大化元年五三〇と稱せられた。公式の年號は、ここに始まる。これより以後も頻りに優渥なる勅を下して新たなる制度を公布し給うたが、概していへば、大化元年に於ける新政は、なほ準備的なものであつて、翌二年元旦、賀正の禮畢るとともに發せられた改新の詔は、即ち新政の大綱を昭示し給うたものである。

改新の詔

改新の詔は、四箇條より成る。その第一條は、古來御歴代のたて給うた御名代・御子代・屯倉及び臣・連・伴・造・國造等の有する部民・田莊を廢止すること

ある。これによつて土地人民の私有が廢せられ、公地公民となつたのである。つて、蓋し新政の大眼目である。第二條は、京師及び地方制度の定めである。京師は、坊に分ち、四坊毎に令一人を置いて戸口を検し、奸罪を督察すること。を掌らしめ、東は伊賀の名譽(名張)、南は紀伊の兄山、西は播磨の赤石(明石)、北は近江の合坂山(逢坂)を限りとしてこれを畿内と稱した。地方には、國司郡司を置いて地方の行政に當らしめ、一方關塞斥候防人驛馬傳馬を置くなど、國防警察交通の諸制度をも定めた。第三條は、戶籍計帳班田收授田租の法を、第四條は、調庸など租税の制度を定めた。田租は一段につき稻二束二把を、調は郷土の所産を、庸は勞役に代へて布米を納めしめる制度である。これらの制度は、時弊の根源たる豪族擅權の源を除き、一君萬民の精神の上に中央集權國家を樹立すべき新政治體制であるといふことができる。

四大綱領の大詔によつて、大化改新の根本方針は宣明せられたが、その實行はのちに殘された課題である。されば政府は、相次いで補足的の法令を定め、宿弊の改革、風俗の矯正等に革新の面目躍如たるものがあつた。政府は、また大詔の趣旨を實行せしめんがために、或は國司を召集して中央の政令の地方への徹底を圖り、或は皇太子が天に雙日なく、國に二王なしとて、率先御所有の土地人民を奉獻して豪族への範を垂れ給ふなど、並々ならぬ努力が續けられた。政府は、新たに七色十三階、ついで十九階の冠位を制し、八省百官の官制を定めるなど、新政の勵行を促すとともに、萬遺漏なきを期したのであつた。

新政の精神

大化二年の改新の詔の中に昭示せられた如く、新政の精神は、豪族の跋扈を抑へ、君臣の分を明らかにし、肇國の大理想に基づいて國政の改革を實行するにあつた。國體の尊嚴を自覺し、上古列聖の治に鑑み、現在の弊政を改革するとともに、永遠に正しかるべき新制度を樹立するにあつた。これ新政が、その技術的部門に於いて外來文化に負ふ所多きに拘らず、その根本精神は、あくまで固有の惟神の大道に準據せる所以である。なほこれとともに改新を指導した人々の背私向公の精神を讚へなければならぬ。皇太子中大兄皇子を始め奉り、中臣鎌足、蘇我倉山田石川麻呂等の臣僚も、一意君

石川麻呂
の忠節

國のために盡くして自らを顧みなかつた。殊に石川麻呂の如きは、大化の末、讒にあひ、遂に官軍の圍みを受けて自盡するに至つたが、最後に臨んで、なほ忠節を懐いて黄泉にまからんことを誓つた。かかる忠直の臣あつてこそ、改新の成果は促進せられたのである。

蝦夷征討

半島の情勢

三新政の進展 大化改新の大業は、そののち御歴代の紹述せられるところとなつた。孝徳天皇崩じ給ひ、皇極天皇が重祚し給うた。これ齊明天皇であらせられる。齊明天皇の御代には、一時政府は、對外的の問題にその力を向けることになつた。即ち東北方面では、阿部比羅夫が水軍を率ゐて鰐田(秋田)・津刈(津輕)に進み、渡島(北海道)の蝦夷を討つて、後方羊蹄を定め、ついで肅慎までも遠征し、皇威を遠く輝かしたが、あたかも朝鮮半島では、唐・新羅の聯合軍が百濟を攻めてその都を陥れたので、百濟は我に使を送つて救援を乞ふが如き事件が勃發した。齊明天皇は、百濟の乞を容れ、御高齡の御身にも拘らず、行宮を筑紫の朝倉宮に進めて救援の軍を督し給うたが、天皇は、程なくこの地に崩せられた。皇太子は、天皇の御遺志をつぎ、大規模の軍を遣し

て百濟を救援せしめられたが、時に利あらず、百濟復興の望もなくなつたので、遂に軍を引いて、専ら國內の整備強化に邁進せられることになつた。ここに大化改新の精神が力強く喚起せられ、新政は、修正實施の段階に入り、律令の制定となつて現はれたのである。

天智天皇の御政治 國防の充實

天智天皇は、唐・新羅に對する國防の萬全を期せらるべく、防人や烽を對馬・壹岐・筑紫に置き、筑紫には特に水城を築き、長門・讚岐・屋島・大和(高安)・對馬(金田)等の要害の地にも城を築かれた。また武を講じ、士氣を鼓舞して國防の確立を期せられた。しかし、唐や新羅も敢へて我を窺ふの意はなく、彼より我に使を遣して好を修め、殊に新羅は、舊好を温めんがため朝貢の禮を執るなど、外交關係は、むしろ平和裡に推移した。天皇は、外交の危機に臨み、國防國家の確立に政治の重點を置かれ、見事に危機を克服あらせられた。また國內では人心を一新せんがために、都城を近江の大津に營み、冠位を二十六階に改制し、また各氏の氏上を定め、民部・家部を舊に復する等、大化の制を緩め、努めて各氏族の急激なる革新に對する不平を避けられた。

大津の都

近江令

、天皇は、かやうに國防の充實を行ひ、制度を整へて民心の一致を圖り給うたのであるが、内政の基礎を一層強固ならしめんがために、中臣鎌足をして令二十二卷の編纂を行はしめられた。これを近江令といふ。支那に於いては、古くより國家統治の根本法典として、律令といふものがあつて、六朝より隋唐にかけて、歴代の君主は、皆これを制定し、施行したのである。大化改新に際しても、それらの律令が、参考となつたことは、大化の詔が唐令の條文を参考として文を成してゐることによつても察せられる。新政は、これを永制となすためには、當然律令の編纂にまで發展せしめられなければならぬ。

天武天皇の御政治

神宮造替の制

天智天皇ののち、弘文天皇を経て天武天皇が御即位あらせられたが、天武天皇の御代に改新政治は、いよいよ進歩發展した。天皇は、天智天皇の御遺志を承け繼がれ、厚く神祇を崇敬し、しばしば皇女等を伊勢に遣はして神宮を祀られ、その造替を二十年毎に行ふことを定め給うた。一方、天皇は、佛教を重んじ給ひ、寺院の建立を助成し給うたので、ここに佛教は、國民生活と渾

國史の撰修

然融合せしめられた。また帝紀及び上古諸事の編纂事業を始められて、國史撰修の基を開かれ、或は詔曲を廢し、食封を整理して公地公民主義を徹底し、また家系と勳功とに伴せ鑑みて、八色の姓を制定し、以て姓の美點を殘して新たなる秩序を立て給ふなど、よく我が國古來の傳統を生かしながら新制を發展せしめられた。また天皇は、律令の制定にも大御心を用ひさせられ、近江令を修正し、新たに律をも加へて律令を制定し給うた。持統天皇の三年一三四に至り、その令二十二卷がまづ施行せられた。この律令を淨御

淨御原律令

文武天皇

文武天皇ののち、持統天皇を経て文武天皇の御代となるや、忍壁親王、藤原不比等、栗田真人等に詔してまた律令の修正を行はしめ、大寶元年一三六八月、律六卷、令十一卷の完成を見た。ここに歴代の律令制定事業は、ほぼ完成したといふことができる。もつとも、こののち元正天皇の養老二年一三七に、さらに藤原不比等に勅して大寶律令を修正せしめ、律令各十卷に改め、所謂養老律令の制定を見たけれども、大寶、養老の二律令の間には根本的な制

元正天皇

度の相違はなく、内容に於いて若干の字句に變更があつたのみであり、且つ孝謙天皇の天平寶字元年七四一年まで、養老律令は施行されず、大寶律令が現行法として權威を持つてゐたのであるから、大寶律令制定の意義は大なるものがあつた。今日に傳はる律令の條文は、養老律令のそれであるけれども、一般にしばしばこれを大寶律令と稱するのもまた、かやうな理由に基づく。今ここに簡単に大寶律令の内容を説明するに、律は刑法であり、令は一般の行政法規である。昔はこれを、律は懲肅を以て宗となす。令は勸誡を以て本となす。といつて區別した。

大寶律令

令

中央官制

大寶令は、官位令以下三十の篇目に分たれ、官位・官制より規定する。中央官制では、二官・八省・一臺・五衛府を置く。二官とは、神祇官と太政官とであり、神祇官は祭祀・神社に關する事を掌り、太政官は一般行政を掌り、中務以下の八省を統轄した。地方は、國・郡に分ち、國司・郡司をして行政を掌らしめ、中央政府の命令は、これらの組織を通して下萬民に及ぶべきものとされた。別に京師には左右京職、攝津には攝津職、九州には太宰府を置いて、要地には特

地方官制

別の地方制度を布いた。政治組織の活用について最も注意すべきは、官吏の素質である。随つて朝廷におかせられては、人材の適用に苦心し、官吏の素質を高め、その奉公を全うせんがために、任免・考課・養成・賜祿等の詳細に互る諸制度を設けられた。

公地公民の制

田制としては、土地を國有とし、國民には改めて口分田・位田・職分田等の名目によつてこれを分與し、國民もまた、直接に天皇の統治に浴する公民となり、戸籍・計帳に附せられ、口分田を班給せられるとともに租税を負擔する。民生まれて六歳に達すれば、男子には二段、女子にはその三分の二の口分田を班給し、死すればこれを收公して、六年毎に收授を行ふ。田租は、一段に稻二束二把を納め、調は、身に就き、定率に従つて絹布・魚介など郷土の産物を出さしめ、庸は正丁二十歳以上六尺一尺は現今曲尺の九寸八分一人、毎年十日間夫役に服する代りに、布二丈六尺一尺は現今曲尺の九寸八分を納めしめることに定つた。

兵制

兵制は、國民皆兵の主義をとり、全國正丁の三分の一を取つて諸國の軍團に配屬し、歩兵・騎兵の二隊に分けて武技を訓練せしめた。兵士は交代で一

年間京師に上り、衛士として衛府に詰め、三年間九州に下り、防人として西邊の防備に當つた。なほ京師には、衛門府、左右衛士府、左右兵衛府の五衛府を置いて、皇居の警衛、京師の警備に當り、地方には、諸國に軍團を配置して兵士を養成し、不虞に備へた。

學制は、京師に大學、諸國に國學を置き、博士、助教以下の教官が經學、法學、音韻、算道、書法などを教授し、その業を卒へて規定の試験に及第した者は、官吏に登庸せられた。

律は、刑法であつて、名例、衛禁以下の十二篇に分れる。その名例は總則であつて、衛禁は、宮門の警衛、關塞の禁などに關するものであつて、以下各篇に互り、大體國民生活のすべての方面に於ける罪を挙げ、刑罰を定めた。名例律の初めに、八虐として大赦にも免されざる罪八條を定めたが、それは謀反、謀大虐、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義などの名教を害する重罪であつた。刑罰は、これを笞、杖、徒、流、死の五等に定めた。司法は各行政官司の職掌の一つに屬し、組織の上では行政、司法の區別はなかつたが、審級制度は定められ

てゐた。即ち郡司より京職、國司、さらに太政官にまで訴へることができたのである。

唐制との比較

律令は、一體に唐制に負ふところが多いが、その場合、唐制の模倣をこととしなかつたことは申すまでもない。既に、大化改新に於いて、我が國情を考慮して諸制を採用したのであるが、その精神は、律令に於いても堅持せられた。即ち中央の最高官廳として神祇官、太政官の二官を置き、しかも神祇官を太政官の先に置いたことは、唐令には見られないところであつて、一に我が國固有の神祇尊崇の風に基づくものである。また、我が太政大臣は、唐の三師、三公、尙書令の七官に相當する位置にあり、ここに彼の官制の繁冗を捨て、國情に即して簡潔を重んじた精神がうかがはれる。また、彼の均田法の精神は、地に遺利なからしむるといふ、財政本位のものであつたが、我が班田法の精神は、老幼婦女に厚く、國民撫恤の精神を最大の要因にみなしてゐるといふ相違もある。觀來れば、律令制度は、あくまで我が國獨自の精神によつて貫かれてゐるのであつて、單なる唐制の移植であるが如く見るのは、大

さな誤りとしはねばならぬ。
改新の詔

大化二年○孝德天皇春正月甲子朔賀正禮畢。即宣改新之詔曰。其一曰罷昔在天皇等所立子代之民處々屯倉及別臣連伴造國造村首所有部曲之民處々田莊。仍賜食封大夫以上各有差。降以布帛賜官人百姓有差。又曰大夫所使治民也。能盡其治則民賴之。故重其祿所以爲民也。其二曰初脩京師置畿內國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬及造鈴契定山河。凡京每坊置長一人四坊置令一人掌按檢戶口督察奸非。其坊令取坊內明廉強直堪時務者宛。里坊長並取里坊百姓清正強幹者宛。若當里坊無人聽於比里坊備用。凡畿內東自名鑿橫河以來南自紀伊兄山以來見此西自赤石梯澗以來北自近江狹々波合坂山以來爲畿內國。凡郡以四十里爲大郡三十里以下四里以上爲中郡三里爲小郡。其郡司並取國造性識清廉堪時務者爲大領少領。強幹聰敏工書筆者爲主政主帳。凡給驛馬傳馬依皆鈴傳符數。凡諸國及關給鈴契。並長官執。無次官執。其三曰初造戶籍計帳班田收授之法。凡五十戶爲里每里置長一人。掌按檢戶口課殖農桑禁察非違催賦賦役。凡田長三十步廣十二步爲段。十段爲町。段租稻二束二把町租稻二十二束。若山谷阻險地遠人稀之處隨便量置。其四曰罷舊賦役而行田之調。凡絹純絲絲並隨鄉土所出。田一町絹一丈四町成疋。

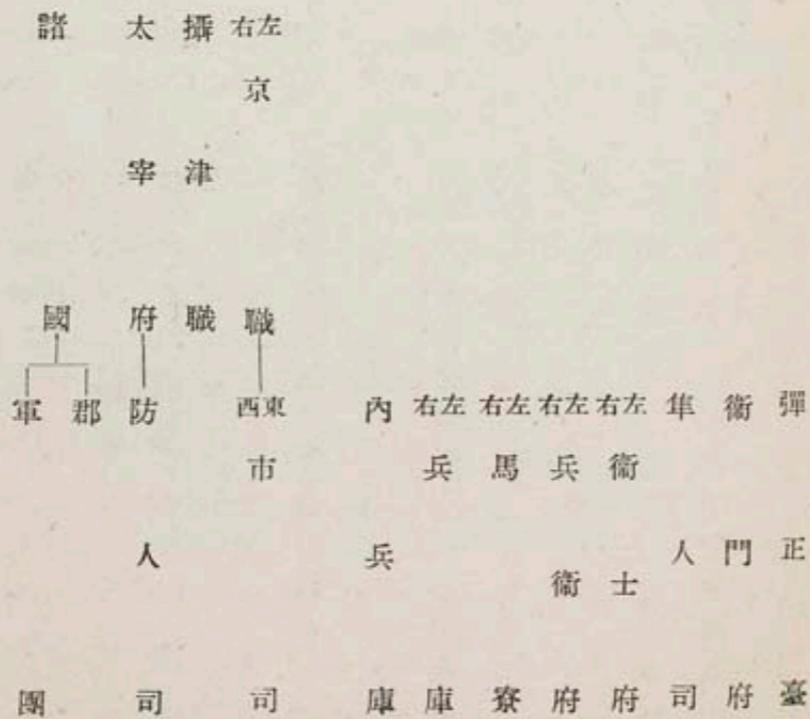
長四丈廣二尺半。繩二丈二町成疋長廣同絹。布四丈長同絹繩一町成端。絲綿均也。諸處不見。別收戶別之調。一戶貨布一丈二尺。凡調副物鹽贖亦隨鄉土所出。凡官馬者中馬每一百戶輸一疋。若細馬每二百戶輸一疋。其買馬直者一戶布一丈二尺。凡兵者一人身輸刀甲弓矢幡鼓。凡仕丁者改舊每三十戶一人充一人。而每五十戶一人充一人。以充諸司。以五十戶充仕丁一人之糧。一戶庸布一丈二尺庸米五斗。凡采女者實郡少領以上姉妹及子女形容端正者從丁一人從女二人以一百戶充采女一人糧。庸布庸米皆准仕丁。(日本書紀卷二十五)

大寶律令

大寶元年○文武天皇八月○中癸卯遣三品刑部親王正三位藤原朝臣不比等從四位下下毛野朝臣古麻呂從五位下伊吉連博德伊余部連馬養等撰定律令。於是始成。大略以淨御原朝廷爲准。仍賜祿有差。○中戊申遣明法博士於六道除西海道講新令。○中辛酉詔贈從五位下調忌寸老人正五位以預撰律令也。
二年二月戊戌朔始頒新律於天下。○中秋七月乙亥詔令內外文武官讀習新令。○中乙未始講律。○中冬十月○中戊申頒下律令于天下諸國。(續日本紀卷二)

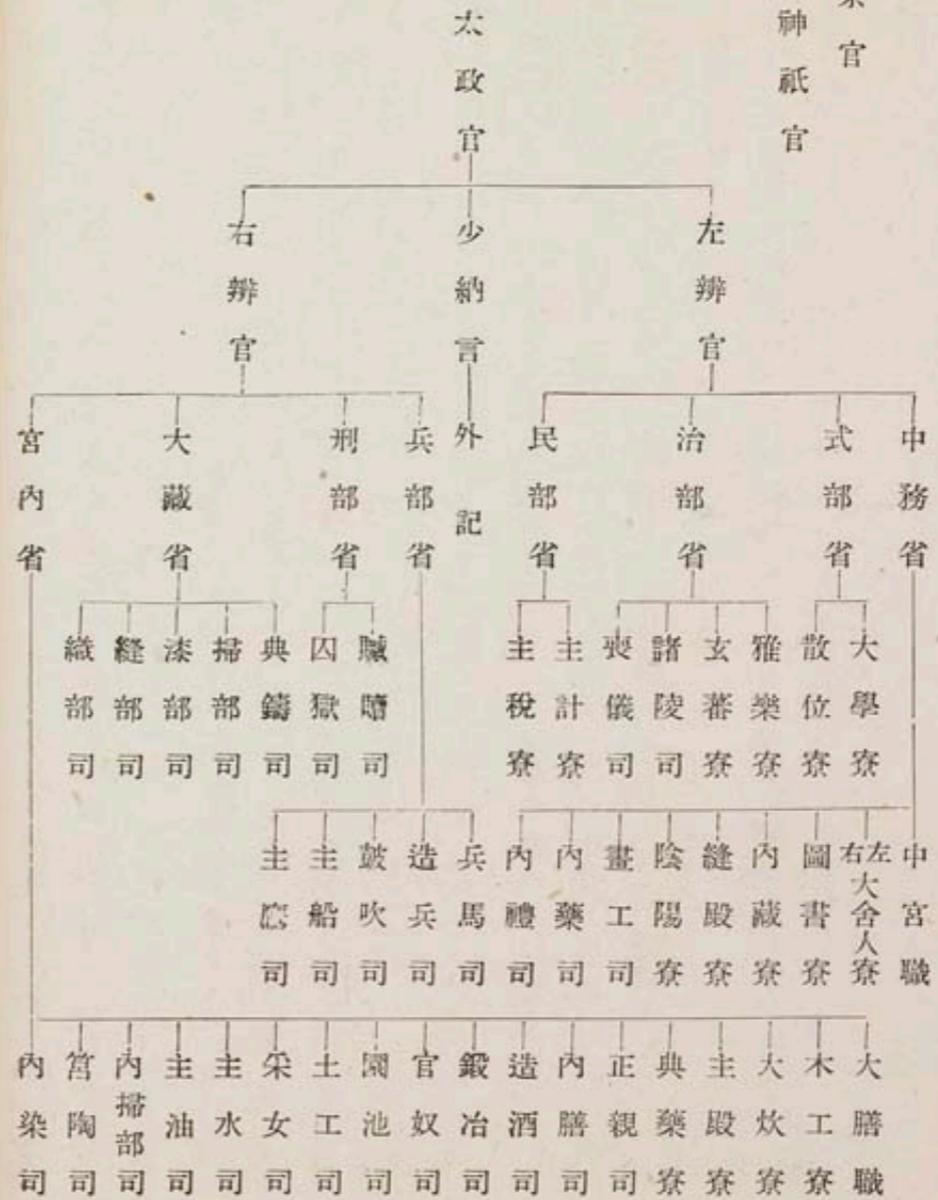
官制の表

地方官



(令義解職員令に據る)

京官
神祇官



第三節 飛鳥文化の興隆

一神祇思想・宗教・學問 推古天皇は、詔を下して神祇崇敬を怠るべからざることを諭し給ひ、また天武天皇は、神宮造替の制を立て給うた。かくて我が國固有の神祇思想は、佛教の盛行にもかかはらず、ますます深められて行つた。

聖德太子と
佛教

聖德太子は、深く佛教を信仰し給うた。太子の佛教信仰は、佛教教義の深き研究の基礎の上に打ち立てられたのであつて、その御研究のいかに深遠精緻なるものであつたかは、太子の撰せられた法華・勝鬘・維摩三經の義疏によつて今日によく拜察できるのである。これら三經については、すでに支那で作られた註譯書があり、太子もそれを御覽になつたが、御満足にならず、独自の見解を樹て給ひ、新たに義疏を作られたのである。これらは、我が國に於ける最初の著述であるが、特にその中の法華義疏は、太子の御草稿本が昔ながらに今に傳へられて居る。

佛教の興隆

聖德太子の御指導と歴代天皇の御奨勵とによつて、こののち佛教はいよいよ堅實なる發展を遂げた。學問僧は、唐に留學して新らしき宗教をもたらし歸り、寺院は續々と各地に建立せられた。これらを素地として、次の奈良時代に於ける佛教の極盛がもたらされた。

學問の振興

佛教以外の學問もまた一段の飛躍を遂げた。聖德太子は、國史の撰修に御心を用ひさせられ、國家意識の昂揚を圖り給うた。また、太子が儒教を始め諸子百家の書に通曉せられてゐたことは、太子の憲法によつて拜察せられるが、これらの漢籍の講究もこの頃より廣く行はれるやうになつたものである。また漢文を以て思想を表はすことも、この時代に劃期的な發展を遂げ、聖德太子の優れた御文章を拜見することができ、漢詩もまた、この時代に始めて作られた。

佛教美術の
發達

二美術・工藝 美術・工藝に於いても、我が國固有のものがあつたが、佛教の傳來に伴なつて大陸より寺工・瓦工・佛工・畫工等が、相次いで渡來し、我が國人を啓發して建築・彫刻・鍍金・刺繡・繪畫等の美術・工藝の技術の發達に寄與した。

建築

建築に於いては、大陸の手法を取容れて雄大莊重なるものが營まれ、その意匠は極めて自由且つ大膽であつた。その舊態を存するものには、法隆寺がある。同寺は推古天皇が太子とともに用明天皇の御遺命を奉じて建立し給へるものであつて、金堂・五重塔・中門などの壯麗なる伽藍が巧みに配置せられ、壯觀を極めてゐる。そのほか、法輪寺・法起寺の塔なども當時の木造建築として今日に存してゐる。

佛像

寺院には多くの佛像が安置せられた。敏達天皇六年七一三十一月に百濟より造佛工が獻ぜられてから、やうやく我が國でも佛像が造られるに至り、用明天皇の御惱御平癒のために鞍部多須奈が丈六の佛像を造立したが如きは、その顯著な例である。しかしこの佛敎渡來の初期に於ける造佛は、多くは渡來の工人の手になるか、または外來の佛像を摸倣したものであつて、その様式・手法は、朝鮮を経て傳へられた北魏或は南梁等の支那六朝系統に屬するものである。これに對して飛鳥時代の彫刻に優れた独自の作風を興へたのは、鞍作止利である。彼の作として代表的なものは、法隆寺金堂

の藥師像並びに釋迦三尊像である。彼は、大陸で行はれた北魏様式を繼承しながら、これを自己の理念のうちに統整し、所謂止利派なる一様式を完成して、日本彫刻に新生命を興へたのである。そのほか、この時代の代表的作品としては、法隆寺の百濟觀音像、同夢殿の救世觀音像、中宮寺の如意輪觀音像などがある。これらの彫刻の一般的な特徴を見るに、その表現は忠實な客觀描寫ではなく、現實の姿から抽象せられた觀念的な形象を造型的に纏め上げたものである。しかるに、時代がやや降つて來ると佛像の様式は、大なる進歩を示し、古拙の域を脱して立體感を増し、豊かにして自由な姿態となり、次第に寫實的なものとなつた。この期の佛像の手法は、初唐の影響を受けてゐるが、直譯的な摸倣の域を脱して、我が國民固有の精神を追究する姿を表はしてゐる。藥師寺金堂の藥師三尊、同寺東院堂の聖觀音、法隆寺橘夫人厨子の彌陀三尊等は、この期の代表的作品である。

繪畫

繪畫に於ける大陸文化移入の様相を見るに、推古天皇十八年七一七高句麗より歸化した曇徴は、紙・墨・繪具などの製法を傳へ、また繪畫に長じてゐた

と傳へられる。この時期の繪畫は、遺品に乏しく、僅かに法隆寺玉蟲厨子の密陀繪などにその例が見られるのみである。

これよりやや後の時代になつては、豊かな線が用ひられ、彩色も麗しく、生命の脈動を感ぜしめる。法隆寺金堂の壁畫、聖德太子御影等は、その著名なるものである。しかしこれらに美術には、遠くギリシヤの影響をうけた西方アジャ及び中印度の美術と關聯せる西域傳來の手法が見られる。従つてこの藝術は、實に東西文化を融合し、これを我が固有文化に同化せしめたものであり、豊かな世界性を有してゐる。

三文化創造の精神 以上飛鳥時代文化の概要を略説したが、最後に忘るべからざることは、これら文化に通ずる創造の精神である。飛鳥文化は、大陸文化特に佛教の傳來を契機として興隆したものであつたが、しかし徒らに彼の文化を移植したのではなく、独自の高い立場からこれを攝取同化して打立てた新文化であつた。既にしばしば述べたるが如く、聖德太子の新



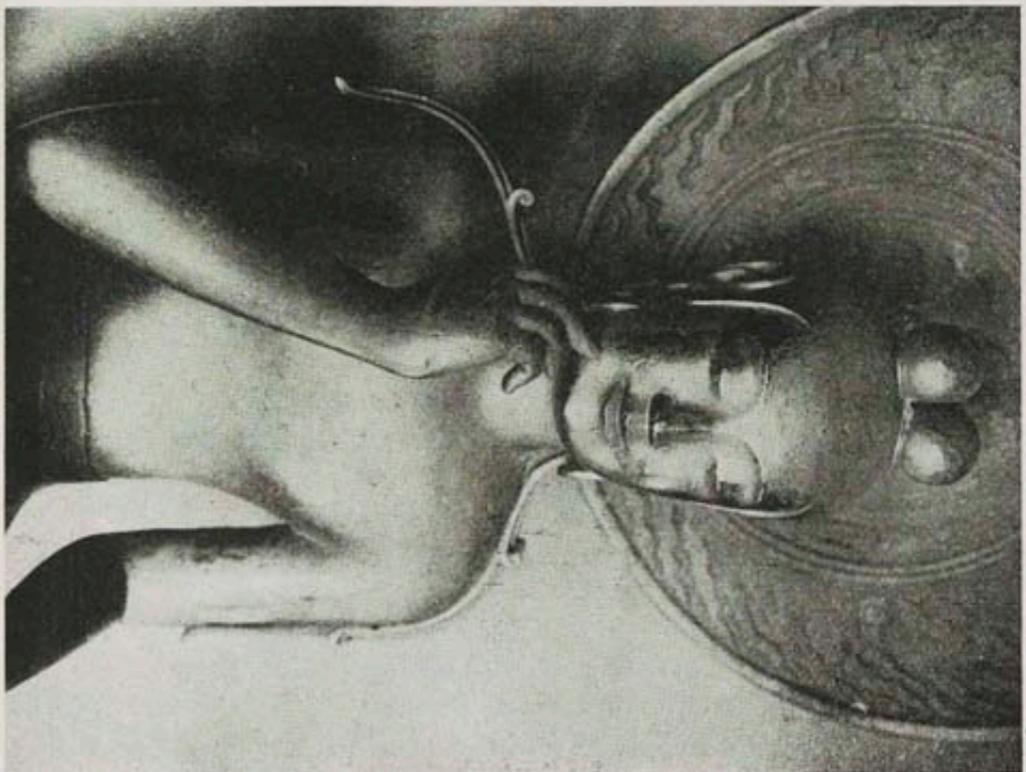
法隆寺 西院 全景



救世觀音菩薩像 (夢殿内)



玉蟲厨子 (金堂内)



中興寺 百済書寫院の菩薩像



高麗寺 百済書寫院の菩薩像

統一せられたものであつて、そこには脈々たる創造の精神が漲つてゐた。しかしてこの精神は、文化のあらゆる部門に於いて看取せられる。太子の佛教が直譯佛教でなくして獨得の解釋に基づいたものであつたこと、法隆寺の伽藍配置が大陸そのまゝの配置でなくして日本の特質を表はしてゐること、天智天皇御建立の崇福寺が主要伽藍を瓦葺とせず檜皮葺とせられたことなどは、その例證として擧げ得る。また大陸から新宗教がもたらされ、盛んに行はれたにも拘らず、固有の神祇尊崇の念はいささかも失はれず、むしろ、いやますます盛んとなり、或は現實の政治を指導し、或は國民の精神を鼓舞したといふ一事である。國政の大改革なる大化改新が立派な成果を結んだのも、また實にかやうな根本の精神が確であつたからにほかならないが、この精神こそは、いつの時代にも國運を無窮に發展せしむる原動力であるといはねばならぬ。